

米艦防護 初の実施

海自護衛艦 房総沖で

安全保障関連法に基づき、平時から自衛隊が米軍の艦船などを守る「武器等防護」が1日、初めて実施された。海上自衛隊の護衛艦「いずも」が午前、海自横須賀基地（神奈川県）を出港。午後、房総半島沖周辺で米海軍の補給艦と合流したうえ、護衛を始めた。自衛官は防護のために必要最小限の範囲で武器を使用する。米軍との一体化がさらに進むことになる。

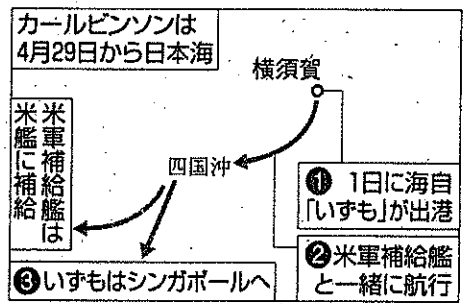
▼3面「安保法の肝」

2015年に成立した安保法に基づく新任務が実施されたのは初めて。弾道ミサイルの発射を繰り返し、核実験に向けた準備を進める北朝鮮に対し、日米の強い連携を示して牽制する狙いがあるとみられる。ただ、防衛省は今回の「武器等防護」の実施について、記者会見などの公式発表をしない方針だ。政府関係者によると、いずもが守るのは、米海軍の

貨物弾薬補給艦。2日にかけて四国沖まで一緒に航行する計画とされる。補給艦はその後、日本近海の米艦艇に燃料などを補給する見通し。日本海に展開中の米原子力空母カールビンソン

の艦隊に補給する可能性もあるという。

一方、いずもは補給艦と離れた後、15日にシンガポールで開催される国際観艦式に参加する。もともと長期航海の予定があったはずも米補給艦の移動が重なったことから、今回の実施が決まった。いずもは防空能力が限られており、通常はイージス型護衛艦を伴って航海する。今回は太平洋



側の任務であることなどから、いずもが単独で警戒できると判断したという。「武器等防護」は米軍からの要請が強かった任務で、自衛隊法が改正されて定められた。米軍側から要請を受け、国家安全保障会議（NSC）での審議を経て、稲田防衛相が自衛隊に実施を命じた。

（土居貴輝）
デジタル版に動画



房総半島沖を航行する「いずも」。後方は米海軍の補給艦。1日午後1時45分、本社へりから、嶋田達也撮影

武器等防護

自衛隊法95条の2は、平時、あるいは武力攻撃を受けたとまでは言えない「グレーゾーン事態」で、「自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動」に関わっている米軍などの武器や設備などを防護するため、自衛官が「事態に応じ合理的に必要なと判断される限度」で武器を使えると定める。北朝鮮による弾道ミサイル発射を警戒している米海軍のイージス艦▽放置すると日本が攻撃されるおそれのある「重要影響事態」における後方支援活動▽日米共同訓練——などが想定されている。

「安保法の肝」動いた米艦防護

安全保障関連法をめぐる経緯

2015年9月	安保関連法が成立
16年3月	安保関連法が施行
11月	南スーダンの国連平和維持活動(PKO)に派遣された陸上自衛隊の部隊に、安保関連法に基づく「駆けつけ警護」と宿営地を守る「共同防護」の任務が加えられる。いずれも実施はされず
12月	政府が国家安全保障会議(NSC)で、安保関連法に基づいて米軍の艦船などを守る「武器等防護」の運用指針を決定
17年5月	稲田防衛相の命令により、米軍の艦船を太平洋上で初実施

軍事的一体性PR

柳沢協二・元内閣官房副長官補(防衛省OB)の話 北朝鮮の脅威がない太平洋側で米艦防護を実施したのは、緊張が高まる日本海でいきなりできないため「慣らし」の意味があるのだろう。米軍との軍事的一体性をPRする狙いも当然ある。今回は報道で明らかになったが、政府は自衛隊がこの任務についたとしても公表しないことに決めている。そうなること、自衛隊が実際に攻撃を受けて相手と交戦状態になったときに初めて、国民が事態を知ることにもなる。危険な安全保障関連法の実績づくりが始まった。

海自護衛艦、初の実施

「自衛隊の現場にとって、安全保障関連法の肝は米艦防護だ」。政府関係者はそう説明する。米軍の艦船などを自衛隊が守る「アセット(装備品など)の防護」は、2015年に改定された日米防衛協力のための指針(ガイドライン)にも盛り込まれた。今回の根拠となった自衛隊法95条の2の「武器等防護」は、このガイドラインの内容を法律として具体化した規定だ。「強化された日米同盟の象徴」と言う政府関係者もいる。

15年に成立した安全保障関連法の審議の過程では、集団的自衛権を行使する際の「新3要件」の是非に関心が集中した。

一方、北朝鮮による弾道ミサイル発射への警戒や中国海軍の動向の監視のため、米海軍の艦船は日本の近海に常時展開している。平時や武力攻撃を受けたときは認定できない「グレースーン」事態の段階で、自衛隊が近くの米艦などを守ることについて米軍側のニーズは極めて高かったという。

「武器等防護」では、相手に危害を与える武器の使用は、攻撃に対して反撃する正当防衛と急な攻撃を避ける緊急避難の場合に限られる。伊藤俊幸・金沢工業大虎ノ門大学院教授(元海将)は「この規定の狙いは米軍に近づいてくる不審な艦船や航空機の動きを止めるために武器を使えるということ。エンジンやスクリーンなどを狙うことになるだろう」とみる。市民団体からは「専守防衛の原則を破るものだ」と批判が出ている。(土居貴輝)

米軍側、高いニーズ

米軍の艦船などを自衛隊が守る「アセット(装備品など)の防護」は、2015年に改定された日米防衛協力のための指針(ガイドライン)にも盛り込まれた。今回の根拠となった自衛隊法95条の2の「武器等防護」は、このガイドラインの内容を法律として具体化した規定だ。「強化された日米同盟の象徴」と言う政府関係者もいる。

15年に成立した安全保障関連法の審議の過程では、集団的自衛権を行使する際の「新3要件」の是非に関心が集中した。

一方、北朝鮮による弾道ミサイル発射への警戒や中国海軍の動向の監視のため、米海軍の艦船は日本の近海に常時展開している。平時や武力攻撃を受けたときは認定できない「グレースーン」事態の段階で、自衛隊が近くの米艦などを守ることについて米軍側のニーズは極めて高かったという。

「武器等防護」では、相手に危害を与える武器の使用は、攻撃に対して反撃する正当防衛と急な攻撃を避ける緊急避難の場合に限られる。伊藤俊幸・金沢工業大虎ノ門大学院教授(元海将)は「この規定の狙いは米軍に近づいてくる不審な艦船や航空機の動きを止めるために武器を使えるということ。エンジンやスクリーンなどを狙うことになるだろう」とみる。市民団体からは「専守防衛の原則を破るものだ」と批判が出ている。(土居貴輝)

政権、「実績」狙う

安全保障関連法の施行から1年余り、安倍政権にとって米艦防護に踏み出す「絶好の機会」を捉えたいと実施となった。「いずも」は海上自衛隊の最大級の護衛艦。(国内外に見せるには一番いい)。防衛省幹部は1日、語った。

そもそも米艦防護は、安倍晋三首相が安保法制で打ち出した目玉のひとつだ。15年8月の国会審議で、首相は「米艦防護を日本がせず、米艦が撃沈され多くの若い米兵が死んだら、その瞬間に日米同盟の絆は決定的な打撃を受ける」と強調。強固な日米同盟のためには必要だと訴えていた。

安保関連法施行を受け、昨年末には運用が可能になった。政権は実施の時期を探ってきた。政府関係者によると、春先から海上自衛隊と米海軍で具体的な調整を始め、5月の国際演習式に参加するためシンガポールに向かう予定だった「いずも」に白羽の矢が立ったという。

北朝鮮情勢が緊迫する中、防衛省幹部は「結果的に日米の連携を行動に移す絶好の機会になった」。国民の理解を得やすいとの計算も働いたとみられる。政府関係者は「実効性のある防護ならイージス艦の方がいい」と指摘し、今回は「実績づくり」の意味合いが強いと解説する。

政府内には「中国への牽制にもなる」(防衛省関係者)との声もある。米艦防護の実施は北朝鮮だけでなく、国産空母を就航させ、東アジアの安全保障で日米の最大の焦点となる中国も見据えた「一歩」といえる。(相原亮)

用は、攻撃に対して反撃する正当防衛と急な攻撃を避ける緊急避難の場合に限られる。

伊藤俊幸・金沢工業大虎ノ門大学院教授(元海将)は「この規定の狙いは米軍に近づいてくる不審な艦船や航空機の動きを止めるために武器を使えるということ。エンジンやスクリーンなどを狙うことになるだろう」とみる。市民団体からは「専守防衛の原則を破るものだ」と批判が出ている。(土居貴輝)